

特定激甚災害被災者の方を対象とした住宅貸付け・住宅災害貸付けについて

平成 30 年 7 月豪雨災害により被災された組合員の皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。

今回の災害についての貸付けに係る支援制度については、平成 30 年 7 月 9 日付けで案内したところですが、今回の災害が公立学校共済組合理事長の指定する『特定激甚災害』となりましたので、被災された方を対象とした次の新たな支援制度を案内させていただきます。

対象災害

平成 30 年 5 月 20 日から 7 月 10 日までの間の豪雨及び暴風雨による災害

（台風第 5 号、第 6 号、第 7 号及び第 8 号並びに平成 30 年 7 月豪雨など梅雨前線等による一連の災害）

新たな支援制度

- 1 新規に住宅災害貸付けを受けようとする場合
- 2 現在借りている住宅貸付けの利率の低減について
- 3 現在借りている住宅貸付け、住宅災害貸付けの元金の償還を猶予したい場合

1 新規に住宅災害貸付けを受けようとする場合

今回の特定激甚災害により、組合員の方が居住している住宅若しくは住宅の敷地が水震火災その他の非常災害により 5 分の 1 以上又はこれと同程度の損害を受け、新築、購入、修理、敷地の補修等をするため資金を必要とする場合には、「特定激甚災害に伴う住宅災害貸付け」を受けることができます。

【貸付の限度額について】

- ・最高限度額 1,900 万円（給料と組合員年数に応じて異なる）
- ・最長償還回数 360 回

【貸付利率】

（平成 30 年 7 月現在）

貸 付 け の 種 類		利 率（年利）	（参考） 通常の住宅災害貸 付けの利率（年利）
特定激甚災害に 伴う 住宅災害貸付け	元金償還猶予を受けない場合※ または 元金償還猶予期間満了後	年 0.99%	年 0.99%
	元金償還猶予を受ける場合の 元金償還猶予期間中	年 0.78%	

※貸付金の利率は変動利率（貸付金保険料充当金率年 0.06%を含む。）です。

※償還猶予を希望しない場合の貸付利率は、償還猶予期間満了後の貸付利率と同率となります。

【必要書類】

- （1）通常の住宅災害貸付けと同様の申込書類
 - 「住宅・住宅災害貸付申込書」
 - 「貸付事業における個人情報に関する同意書」

- 「借入状況等報告書」
- 「直近の給料明細書の写し」
- 「り災証明書」（市区町、警察署、消防署等の所轄官公署が発行したもの）
- 「その他の添付書類」（新築・修理等の申込事由によって必要書類が異なります。ご不明な点等につきましては広島支部までお問い合わせください。）

参考：広島支部 H.P

<https://www.kouritu.or.jp/hiroshima/tetsuduki/shikin/kashitsuke/moshikomi/index.html>

(2) 借用証書「特定住宅災害貸付借用証書」様式第3号（5）

●特定激甚災害被災者への住宅災害貸付けの元金の償還猶予制度について

新規貸付けとあわせて、ご希望により最長3年間の元金の償還猶予を受けることができます。

元金の償還猶予とは、償還猶予期間中、償還猶予申出時点の貸付金残高に応じた利息のみを返済していただく制度です。

猶予を申し出る前に必ずご確認ください。

- (1) 元金の償還猶予を選択した場合には、償還猶予を選択しなかった場合と比べて、償還猶予期間中に支払う利息分だけ負担が増えることになります。
 (例) 1,000万円を償還回数360回で借りた場合
 3年の償還猶予を選択した場合は、償還猶予を選択しなかった場合と比べて
 $1,000 \text{ 万円} \times \text{月利 } 0.065\% \times 36 \text{ 月 (3年)} = 234,000 \text{ 円増}$ となります
- (2) 住宅ローン減税制度の適用により所得税の還付を受けるためには、元金の償還猶予期間を除いた償還期間が10年以上であることが条件となります。

2 現在借りている住宅貸付けの利率の低減について

今回の特定激甚災害により、組合員の方が居住している住宅または住宅の敷地が、5分の1以上あるいはこれと同程度の損害を受けた場合に、申出をした場合には、申出をした月の翌月から償還中の貸付けに係る貸付利率の低減の適用を受けることができます。

【低減後の貸付利率】

(平成30年7月現在)

現在償還中の貸付けの種類	利率（平成19年3月以前に借りた場合）	利率（平成19年4月以降に借りた場合）
住宅貸付けの場合	年1.00%	年1.06%

【必要書類】

- (1) 特定住宅災害貸付け及び特定の既住宅貸付け等に係る償還猶予等申出書（猶予等申出書）様式第3号の5
- (2) り災証明書（市区町、警察署、消防署等の所轄官公署が発行したもの）

3 現在借りている住宅貸付け、住宅災害貸付けの元金の償還を猶予したい場合

貸付利率の低減とあわせて、ご希望により最長 3 年間の元金の償還猶予を受けることができます。

元金の償還猶予とは、償還猶予期間中、償還猶予申出時点の貸付残高に応じた利息のみを返済していただく制度です。

【必要書類】

- (1) 特定住宅災害貸付け及び特定の既住宅貸付け等に係る償還猶予等申出書(猶予等申出書) 様式第3号の5
- (2) り災証明書(市区町、警察署、消防署等の所轄官公署が発行したもの)

猶予を申し出る前に必ずご確認ください。

- (1) 元金の償還猶予を選択した場合には、償還猶予を選択しなかった場合と比べて、償還猶予期間中に支払う利息分だけ負担が増えることになります。
(例)住宅貸付け(平成19年4月以降の貸付けとする。)1,000万円を償還回数360回で借りていた場合の償還金額
3年(36月)の償還猶予を選択すると、償還猶予を選択しなかった場合と比べて
 $1,000 \text{ 万円} \times \text{月利 } 0.0883\% \times 36 \text{ 月} = 317,880 \text{ 円}$ の負担増となります。
- (2) 住宅ローン減税制度の適用により所得税の還付を受けるためには、元金の償還猶予期間を除いた償還期間が10年以上であることが条件となります。

問合せ先

〒730-8514 広島市中区基町 9-42

公立学校共済組合広島支部

担当：経理貸付係

電話：082-513-4955